

認め原案通り決定致します

日程第六 農業委員会委員の推薦について

一議長（田村利一）議案や五五号を上程致します

一書記（上野重勝）朗読

一議長（田村利一）今般農業委員会委員が改選されました

ことは既に市承知の通りでございます 農業委員会は

定員十七名でありまして二の内学識経験者を三名

送ふこととなっております 次の方を市推薦した次第で

ります

森田幸造氏 清水子一氏 平井初五郎氏

一議長（田村利一）尚議案や五五号については建設委員会に

於て審議されておりますので建設委員長の報告

を願いたい

東京都西多摩郡福生町役場

一や四番（瀬古清菫）既に市承知の通り今般農業委員会

委員が改選され議会の推薦する委員については慎重

に審議の結果原案通り認めた

一や五番（山下幸三）や五五号議案については別に異議あるも

のではありませんか二の場合議会が提案致したこと

によつて町長が承認するのが議会が推薦するのとか

そういう点をばつさりして今後はやつてもらいたい

一議長（田村利一）議会が推薦する

一議長（田村利一）議案や五五号について市異議ございませんか

異議なし

一議長（田村利一）それでは議案や五五号は市異議ない

ものと認め原案通り決定致します

一や四番（清水子一）農業委員就任についての挨拶をする

日程ヲ七 教育委員会委員の任命について

一議長(田村利一) 議案ヲ五十六号を上程致します。

一書記(上野重勝) 朗読

一町長(秋山誠一) 教育委員会委員の教育長でありました

大久保林作氏が本年五月七日に亡くなられて暫らく
欠員中でありましたが此のたび以前中学校の校長を
してありました橋本兵五郎氏を適任者と認め二つに
提案した次第であります

推薦する場合は教育委員でございしますが、これが教
育長になりますと一般職の勤務職員となります
す。

氏の略歴を説明する。

一議長(田村利一) 五十六号議案について何か御意見ありませんか

東京都西多摩郡福生町役場

一オ三番(中西虎蔵) 教育行政面をおつかることであるのでこれ

は慎重に考へなければならぬ斯様な意味でここ
で一旦本会議を因じて協議会で審議してもらいたい

一オ四番(瀬古清志) 協議会で審議するのが至当と考へる

一オ六番(米泉薫) オ三番(中西虎蔵) オ四番(瀬古清志)
議員が云われましたように協議会で審議願いたい

一オ七番(山下幸三) 私は別に異議あるものではないが多年
中学校長として教育面を切り抜けて来た方であり
人材的にもなかなか立派であり且教育面に対する
熱意ある方と考へますので協議会に諮ることない
と考へます

尚総務委員会に於ける町長よりの説明した教育
の事務の案について二れをやるのかどうか今一度検討

願いたい

一、ヤ三番（田村祐一） 暫時休憩致しまして決を取り更に協議会にて審議されたい

一、ヤ三番（大久保一郎） 私はヤ土番（山下幸三）議員と同感であるが二の因題は本会議で審議してもらいたい

一、町長（秋山誠一） 先程橋本氏の略歴を御説明申し上げますが教育委員でありますと社交的な関係になりますか教育長になりますと一般職となるので二の点についてこそ諒解を得ております 事務の面についても一生懸命やると云うことで御座居ます尚体の方も目下健康でありますのでよろしく御承認を戴きたい

東京都西多摩郡福生町役場

一、ヤ六番（米泉薫） 橋本氏に対しては何ら異議はないが年越苦勞で先程協議会に審議せよと申上げましたか本人がその気持なら二つで審議し決めて戴いて
もよい

一、ヤ四番（頼古清恭） 私はヤ土番（山下幸三）ヤ六番（米泉薫）議員とは変った点から協議会に於いて審議してもらつた

例へば年令の点に於いても相当年寄りであり又現在健康であつてもいつ病気になるかわからない福生町内に於いても若手でないわけでもない

一、ヤ三番（田村祐一） 橋本氏は当町の教育については相通じているしかし現職を退いて目浅き今日又採用することについて現在の各教員に及ぼす影響等も熟考

する必要があるのではないかと考へる。

「ヤ三番（中西虎蔵） 楊本氏に対しては何んら異存はないが現在の教育行政について考へるに非常に心配する面が多々ある 中学校長を退いて再び町に來ると云ふことの各學校に対する派閥的な問題も考へなければならぬい とうゆう意味で協議会での審議を願いたい

「ヤ十一番（山下幸三） 本會議に於て決定をされたい

「議長（田村利一） 議案ヤ五六号について由異議即座居せんか異議なしの声多し

「議長（田村利一） それでは議案ヤ五六号は由異議ないものと認め原案通り決定致します

署名議員選挙

「議長（田村利一） 署名議員は指名により議長が指名する

東京都西多摩郡福生町役場

旨を諮りた記の者を指名し全會一致承認する旨を告げる

ヤ九番 石川信義

ヤ十番 森田幸蔵

ヤ十一番 山下幸三

「議長（田村利一） 午後三時十分福生町議會の閉會を告げる

右會議の議案を記載し相違ないことを証するため二つに署名する

昭和三十一年七月十七日

福生町議會

議長 田村利一

議員 石川信義

議員 森田幸蔵

議員

山下幸三



昭和三十三年九月十三日

才五田福生町議会臨時会々議録

福生町議会

福生町議会々談録

一 昭和三十一年九月十三日福生町議会を福生町役場に招集した。

一 出席した議員は左の通りである。

才一番 田村利一	才二番 渡井明	才三番 中西虎藏
才四番 瀬古清徳	才五番 村尾四郎	才六番 米泉薫
才七番 中森与一	才八番 西村光人	才九番 石川信義
才十番 森田幸徳	才十一番 山下幸三	才十二番 森田誠重
才十三番 並木方	才十四番 清水与市	才十五番 井上頼太郎
才十六番 設楽美知	才十七番 石川常太郎	才十八番 村尾権吉
才十九番 飯野富十郎	才二十番 森田茂一	才二十一番 田村祐一
才二十三番 大久保一郎	才二十四番 高橋彦市	

一 会議事件は左の通りである。

一 一部事務組合解散について

一 土地買収について (才ニ水源新築敷地)

(議案才六八号)

(才九号)

三 (町営と市場用地)

(才五七号)

四 土地買収に付いて(町営と畜場甲地)
五 契約同意方に付いて

(議案 オ五八号)
(オ五九号)

六 福生町固定資産評価審査委員会委員改選につき同意を求める件
七 教育委員会委員任命に付いて
(オエ一〇号)
(オエ一〇号)

八 路線認定に付いて
(オエ二〇号)

九 福生町手数料条例の一部改正に付いて
(オエ三〇号)

十 福生町都市計画審議会条例の制定に付いて
(オエ四〇号)

十一 指定券附受領に付いて
(オエ五〇号)

十二 口庫補助並に都費補助事業の施行に付いて
(オエ六〇号)

十三 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算に付いて
(オエ七〇号)

十四 町営住宅建設費起債に付いて
(オエ八〇号)

十五 町営と畜場建設費起債に付いて
(オエ九〇号)

十六 契約締結同意方に付いて
(オエ一〇〇号)

十七 町道路線の一部変更に付いて
(オエ一一〇号)

十八 陳情書の受理に付いて
(オエ一二〇号)

一 地方自治法第二百三十一條の規定により会議事項説明の出席を求め出席したもののは
九の通りである

町長 秋山 誠一 助役 川窪 金吉 収入役 川辺 堅一

総務課長 大野 忠一 民生課長 橋本 孝亮 税務課長 豊井 茂八郎

土木課長 高水 求 水道課長 眞田 眞 教育長 橋本 貞五郎

一本会の書記は九の通りである

書記 上野 重勝 書記 町田 信二

一 議長 (田村利一) 午後一時三十分 福生町議会臨時会(オ五四)を閉会する旨を述べ会期と

一日(十月一日)

一 議長 (田村利一) 本日の議事は日程と会議事項説明の順序とする旨を定める

日程オ一 (議案オ五八号) 一部事務組合の解散に付いて

一 議長 (田村利一) 本件を提案する旨を述べる

一 書記 (上野重勝) 朗 読

一 町長 (秋山誠一) 竟輪印鑑については昨年度も努力をしたが却下の町村は印鑑がなくな

ったので替りとして京毛商竟輪の収益金のうちから十田分を交付金として郡下各

名称

46

立川市(单独)

群山市收益事业组合

11市联立组合

立川市

福生市他8市(9市连立)

青森市他10市(11市连立)

||

町村に配分することになった。このため競争組合の必要がなくなったので解散すること、し先日の競争組合議会においても解散が決定し本日の提案となった。

一才十一番（山下幸三）本件については異議はないが一部事務組合の議員の任期を二十二年と定めて送付された記憶しているが既に二年も全過しているこの点はどうか。

一町長（秋山誠一）伝承病院組合は当町と利村町で結成されその後奥多摩町が加わり火葬場組合は瑞穂町と、結核病院組合は北部の町村と共に設置された。任期の点では事務局で調査させる。

一才三番（大久保一郎）競争進行上その件は後程報告願いたい。

一議長（田村利一）任期の点は後刻報告することだが、満場異議なしの事あり。

一議長（田村利一）任期の点は調査の上後程報告することとし本件につき異議の有無を合議に諮り全会一致原案通り決定するものと告げる。

田村才二（議案第九号）土地買収について

一議長（田村利一）本件を上程する旨を告げる。

一書記（上野重勝）朗読

一助役（川澄金吉）本件は水道拡張計画による才一水源の配水池の敷地とするため隣接

する設楽美知氏の畠八五坪を買収しようとするものである。

一議長（田村利一）本件につき異議の有無を問う。

異議なしの事多し

一議長（田村利一）本件については異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げる。

田村才三（議案九五号）土地買収について

一議長（田村利一）本件を上程する。

一書記（上野重勝）朗読

一助役 本件の買収はと畜場の敷地として秋多町草花分を買収するものである。

一議長（田村利一）本件につき異議の有無を問う。

異議なしの事多数あり

一議長（田村利一）本件は異議ないものと認め原案通り決定する旨を告げる。

田村才四（議案九五号）土地買収について

一議長（田村利一）本件を上程する旨を告げる。

一書記（上野重勝）朗読

6 一助 役(川達金吉) 前議案と同様に、**敷地として買収する旨を説明する**

一 議 長(田村利一) 本件について、買収の有無を問う

一 オニ番(渡井 明) この敷地の買収概観はいくらか

一 助 役(川達金吉) オニ七号議案については、前回の議会でもお話ししたが、岸野由五郎氏の土地を買収するについて、代替地をとえうことであるが、清水五二氏の土地をお願ひして、代替地坪四〇〇坪、オニ八号議案については坪四〇〇坪と別に桑一本につき五〇坪、オニ九号議案については坪二〇〇坪とえうことと交渉してある

一 オニ番(桑田 茂一) 土地買収と関連して畜場の完成にあつては充分検討して不純物等の汚物は流さないように注意されたい

一 議 長(田村利一) 議案オニ八号について買収の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げる

一 議 長(田村利一) 先程のオニ番議員の組合議員の任期の件について事務局より報告いたさせていただきます

一 書 記(上野重勝) 唯今議事録を調査したところでは、はっきり任期が記録されておりません。各常任委員の例により選挙するとなつており、オニ番議員の記憶が明確であるなり

議事録に誤りがあるものと思ふ

尚一部事務組合の規約には任期について規程されておりません

一 オニ番(桑田 茂一) 前回のものの任期はどうなつてゐるか

一 書 記(上野重勝) 議員の任期中となつてゐる

一 オニ番(山下幸三) 確しか任期は二年と記憶してゐる。他の議員各位はどうか

一 オニ番(大久保二郎) 各ブロック別で決めたとき、任期は二年であつたと記憶してゐる

一 オニ番(山下幸三) 私が前に口保健運営委員としていたが、その他の関係でも二年であると記憶してゐる

一 議 長(田村利一) 議事進行上このことは議事日程終了後に審議することとする

一 田村オニ (議案オニ九号) 契約締結同意方について

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 二十万円以上の購入契約については、議会の議決又は住民の一般投票に付すべし。財産營造物又は議会の議決に付すべき契約に關する条例にもとづき、議決の必要があるので提案する